

鹿島市企業立地促進特区における奨励

■ ■ 適用要件 ■ ■

佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者

項目		補助額等	限度額
(1)立地奨励金 (固定資産税相当額補助)		土地、建物及び償却資産に掛かる固定資産税の全額 又は 一部相当額を補助 補助額 : 初年度～5年度 全額 6年度～10年度 1/2 減免	—
選択制	(2)雇用奨励補助金	新規で雇用した従業員数（鹿島市内在住）に対する補助 補助額 : 新規地元雇用者数 × 50万円（3年間） ※非正社員は1/2で計算	7,500万円
	(2)緑地等整備補助金	緑地等整備に対する補助 補助額 : 整備費用 × 1/2	2,500万円
	(2)電気料金補助金	電気料金に対する補助 補助額 : 電気料金 × 1/4（3年間）	2,500万円